

新潟県社会人サッカー連盟審判要則

(審判)

- 第1条 審判は原則3級以上とするが、第4審判は4級審判員とすることができる。
- 2 新規加盟申請時に、原則3人以上の審判員を登録してあるものとする。
- 3-2 主審・副審・第4の審判員は、審判服を着用する。但し、第4の審判員は、雨具・防寒衣を着用できるものとする。
- 4-3 審判を割り当てられた審判員は、試合開始30分前に会場に到着し、打ち合わせを行わなければならない。
- 5-4 主審・副審共に、原則として3級以上の資格を有する審判員が行う。
- 6-5 主審は「審判報告書」を作成し、大会ごとに規定された方法で指定先へ速やかに提出する。
- 7-6 累積以外で退場者が出た場合は「審判報告書」及び「重要事項報告書」を作成し、大会ごとに規定された方法で指定先へ速やかに提出する。
- 8-7 フラッグは主審、副審共に用意をする。

(チーム帯同審判員)

- 第2条 帯同審判員は3名以上を登録し、3級以上の資格を有する審判員が2名以上とする。
- 2 その審判級は新規加盟したチームは翌年により2年を経過するまでは3級以上を1名以上、3年を経過したチームは3級以上の2名を登録しなければならないことを原則とする。
- 3-2 帯同審判制の大会に参加し、審判を割り当てられたチームは、その審判を行わなければならない。

(審判費)

- 第3条 審判にかかる費用は、『新潟県社会人サッカー連盟会計要綱』に基づき支弁する。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 3月26日改訂

平成26年 4月 1日改訂

令和 6年 4月 1日改定